

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p>
<p>（通関業者による代理申告）</p>	<p>（通関業者による代理申告）</p>
<p>7-2 通関業者が輸入者の代理人として納税申告を行う場合の取扱いは、次による。</p>	<p>7-2 (同左)</p>
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通関業者が代理申告をする場合には、必要があると認められる場合を除き、改めて委任の事実を証する書類（通関業法（昭和42年法律第122号）第22条第1項《記帳、届出、報告等》及び通関業法施行令（昭和42年政令第237号）第8条第2項第2号《記帳及び書類の保存》の規定により通関業者が保存することとされている輸入者からの委任の事実を証する書類（委任状、通関手続依頼書等）の提出を必要としない。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 通関業者が代理申告をする場合には、必要があると認められる場合を除き、改めて委任の事実を証する書類（通関業法（昭和42年法律第122号）第22条第1項《記帳等》及び同法施行令（昭和42年政令第237号）第8条第2項第2号《書類の保存》の規定により通関業者が保存することとされている輸入者からの委任の事実を証する書類（委任状、通関手続依頼書等）の提出を必要としない。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>（決定の手続）</p>	<p>（決定の手続）</p>
<p>7の16-4 法第7条の16第2項《決定》に規定する決定の手続は、次による。</p>	<p>7の16-4 (同左)</p>
<p>(1) 決定を行おうとする場合には、令第4条の18第2項《決定通知書の記載事項》に規定する記載事項を記入した「関税決定通知書」（C-1040）3通（原本、通知用、統計用）を作成し、うち1通（原本）により決定の決議を行う。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>(1) 決定を行おうとする場合には、令第4条の18第2項《決定通知書の記載事項》に規定する記載事項を記入した「関税決定通知書」（C-1040）3通（原本、通知用、統計用）を作成し、うち1通（原本）により決定の決議を行う。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p>
<p>第4節 関税の納付及び徴収</p>	<p>第4節 関税の納付及び徴収</p>
<p>（関税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法）</p>	<p>（関税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法）</p>
<p>12の2-7 規則第2条第4項第1号イ(1)の規定の適用に当たり、例えば、次に掲げるシステム等によることとしている場合には、当該規定の要件を満たすものとして取り扱うこととする。</p>	<p>12の2-7 規則第2条第4項第1号イ(1)の規定の適用に当たり、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができるシステムで、かつ、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) <u>電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができるシステムで、かつ、訂正若しくは削除前の記録事項及び訂正若しくは削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録に自動的に記録されるシステム</u></p> <p>(2) <u>電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、かつ、その記録事項を訂正し又は削除する必要が生じた場合には、これを直接に訂正し又は削除した場合と同様の効果を生じさせる新たな記録事項（当初の記録事項を特定するための情報が付加されたものに限る。）を記録する方法</u></p>	<p>がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録に自動的に記録されるシステム等によることとしている場合には、当該規定の要件を満たすものとして取り扱うこととする。</p> <p>(新設)</p>
<p>第6章 通関</p> <p>第3節 一般輸入通関</p> <p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>第6章 通関</p> <p>第3節 一般輸入通関</p> <p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>

別表第1

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ワ) (省略)	(省略)	(省略)
(カ) 主要食糧の需給及び価格の安定	(省略)	(1) (省略) (2) 第30条第2項の規定により

別表第1

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ワ) (同左)	(同左)	(同左)
(カ) 主要食糧の需給及び価格の安定	(同左)	(1) (同左) (2) 第30条第2項の規定により

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に関する法律(平成6年法律第113号)</p> <p>政府の委託を受けた者が米穀等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長（以下「農産局長（支出負担行為担当官）」という。）が通知した「落札決定通知書」の写し</p> <p>(3) 第31条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が米穀等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官及び契約担当官農林水産省農産局長（以下「農産局長（支出負担行為担当官等）」という。）が通知した「見積合せ結果通知書」の写し</p> <p>(4) 第42条第5項において準用する第30条第2項の規定により政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、農産局長（支出負担行為担当官）が通知した「落札決定通知書」の写し</p>	<p>に関する法律(平成6年法律第113号)</p> <p>政府の委託を受けた者が米穀等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長（以下「農産局長（支出負担行為担当官）」という。）が通知した「落札決定通知書」の写し、<u>又は農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし受託者を乙とした「輸入米穀（等）買入委託契約書」</u>の写し</p> <p>(3) 第31条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が米穀等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官及び契約担当官農林水産省農産局長（以下「農産局長（支出負担行為担当官等）」という。）が通知した「見積合せ結果通知書」の写し、<u>又は農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし輸入者を乙とした「輸入米穀（等）の特別売買契約書」</u>の写し</p> <p>(4) 第42条第5項において準用する第30条第2項の規定により政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、農産局長（支出負担行為担当官）が通知した「落札決定通知書」の写し、<u>又は農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし受託者を乙とした「輸入麦</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(ヨ)～(ウ)（省略）	（省略）	<p>(5) 第43条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、農産局長（支出負担行為担当官等）が通知した「見積合せ結果通知書」の写し</p> <p>(6)（省略）</p> <p>（省略）</p>			<p><u>(等) 買入委託契約書</u>」の写し</p> <p>(5) 第43条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、農産局長（支出負担行為担当官等）が通知した「見積合せ結果通知書」の写し、又は農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし輸入者を乙とした「輸入麦（等）の特別売買契約書」の写し</p> <p>(6)（同左）</p> <p>（同左）</p>

別表第2

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
イ. ～ホ.（省略）	（省略）	（省略）
ヘ. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	（省略）	<p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) 輸入物品が第3条第1項第9号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第5項第8号（（適用除外））の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行つ</p>

別表第2

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
イ. ～ホ.（同左）	（同左）	（同左）
ヘ. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	（同左）	<p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) 輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号（（適用除外））の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行つ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
ト. ～リ. (省略))	(省略)	<p>た本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」又はその写し (注) 前記(2)に掲げる証明書等の確認ができない場合、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p> <p>(省略)</p>	ト. ～リ. (同左))	(同左)	<p>た本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」又はその写し (注) 前記(2)に掲げる証明書等の確認ができない場合、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p> <p>(同左)</p>

第7節 知的財産侵害物品（輸出）

(知的財産の侵害とはならない物品)
69の2-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。

(1)及び(2) (省略)

(3) 育成者権については、収穫物の場合には権利者が種苗の段階で権利行使することが可能であったもの、加工品の場合には権利者が種苗や収穫物の段階で権利行使することが可能であったもの

(4) 権利者から輸出の許諾を得ているもの

(5) 育成者権については、育成者権者の行為により登録品種の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、その譲渡された種苗、収穫物又

第7節 知的財産侵害物品（輸出）

(知的財産の侵害とはならない物品)
69の2-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。

(1)及び(2) (同左)
(新規)

(3) (同左)
(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は加工品、その譲渡された種苗を用いることにより得られた収穫物、 <u>その譲渡された種苗又は収穫物を用いることにより得られた加工品</u> <u>(注) 上記(5)の場合であったとしても、例えば以下の場合は侵害物品となるので留意する。</u></p>	
<p>① <u>登録品種の育成者権者に無断で増殖された種苗、当該無断増殖された種苗を用いて得られた収穫物や加工品</u> ② <u>登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国（以下「非保護国」といい、例えば、植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）非加盟国が非保護国に該当する。）に輸出される種苗や、非保護国に最終消費以外の目的をもって輸出される収穫物</u> ③ <u>非保護国以外の国（原則としてUPOV条約加盟国）であって、種苗法第21条の2の規定に基づき指定した国（以下「指定国」という。）以外の国に輸出される種苗及び当該指定国に最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限した場合には、当該指定国に輸出される種苗や収穫物</u></p>	
<p><u>(6)及び(7)（省略）</u></p>	
<p><u>（認定通知等）</u></p>	
<p>69の3-1-8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p>	
<p>(1) <u>発見部門の長に対する通報</u></p>	
<p>認定手続の依頼を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、当該依頼を行った発見部門の長に対して、速やかに「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5620）を送付し、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を通報する。<u>通報を受けた発見部門の長は、申告部門の長に対して通報の内容を連絡する。</u></p>	
<p><u>(2)及び(3)（省略）</u></p>	
<p><u>（輸出差止申立ての提出）</u></p>	
<p>69の4-2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>提出を求める書類等は、「輸出（積戻し）差止申立書」(C-5640)（不正競争差止請求権者（不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5642)、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」(C-5643)、受理されている輸出差止申立てについて当該申立てを行った知的財産権を有する者が権利、<u>対象品</u>又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあっては「輸出（積戻し）差止申立書（権利・<u>対象品</u>・侵害理由追加）」(C-5644)（注）、当該申立てを行った不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）が善意・無重過失でない者を追加する場合にあっては「輸出（積戻し）差止申立書（善意・無重過失でない者追加）」(C-5645)。以下この節において同じ。）並びに後記69の4-3及び69の4-4に定める添付資料等とし、提出部数は1部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・<u>対象品</u>・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸出差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p> <p>（注）権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限る。なお、追加する権利の存続期間が受理されている輸出差止申立ての有効期間よりも短い場合には、追加後の輸出差止申立ての有効期間が短くなることに留意すること。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69の4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>提出を求める書類等は、「輸出（積戻し）差止申立書」(C-5640)（不正競争差止請求権者（不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5642)、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」(C-5643)、受理されている輸出差止申立てについて当該申立てを行った知的財産権を有する者が権利、<u>品名</u>又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあっては「輸出（積戻し）差止申立書（権利・<u>品名</u>・侵害理由追加）」(C-5644)（注）、当該申立てを行った不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）が善意・無重過失でない者を追加する場合にあっては「輸出（積戻し）差止申立書（善意・無重過失でない者追加）」(C-5645)。以下この節において同じ。）並びに後記69の4-3及び69の4-4に定める添付資料等とし、提出部数は1部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求める能够とする。また、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・<u>品名</u>・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸出差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p> <p>（注）権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限る。なお、追加する権利の存続期間が受理されている輸出差止申立ての有効期間よりも短い場合には、追加後の輸出差止申立ての有効期間が短くなることに留意すること。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69の4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 イ～ニ（省略） ホ 育成者権 侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から④までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）なお、可能な限り③について提出されることが望ましい。</p> <p>① <u>登録品種の植物体と侵害すると認める物品の植物体同士を同一条件下で比較栽培し、両者の特性を比較した資料</u></p> <p>② <u>侵害すると認める物品が登録品種の品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種であって、当該侵害すると認める物品が当該登録品種と特性により明確に区別されない品種であることが法律上推定されることを明らかにする資料</u></p> <p>③ <u>侵害すると認める物品のDNA鑑定書</u></p> <p>④ 種苗法第35条の3第2項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類 なお、提出された上記③のDNA鑑定書については、農林水産省輸出・国際局知的財産課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適當であるとの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。 ～（省略） (3)～(5)（省略） (輸出差止申立ての受理前の公表等) 69の4-6 前記69の4-2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」</p>	<p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 イ～ニ（同左） ホ 育成者権 侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から④までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① <u>真正品のDNA鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）</u></p> <p>② <u>侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書</u></p> <p>③ <u>種苗法第21条の2第1項第1号に掲げる事項の届出を行った場合には、届け出たことを証する書類及び同号イに規定する指定国以外の国への輸出が見込まれることを疎明する資料</u></p> <p>④ <u>種苗法第35条の3第2項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類 なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省輸出・国際局知的財産課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適當であるとの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</u></p> <p>～（同左） (3)～(5)（同左） (輸出差止申立ての受理前の公表等) 69の4-6 前記69の4-2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を除く。) の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p>	<p>を除く。) の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p>
<p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p>	<p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p>
<p>イ (省略)</p>	<p>イ (同左)</p>
<p>ロ 提出期限の延長</p>	<p>ロ 提出期限の延長</p>
<p>申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限を超えて意見書の提出の申出があった場合には、提出期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出するよう求めるものとし、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日（行政機関の休日を含まない。以下ハにおいて同じ。）を経過する日までの間で適當と認める期限を付して意見書の提出を認め差し支えない。<u>なお、提出期限の延長を認める場合は、申立人にその旨及び延長後の期限を連絡するものとする。</u></p>	<p>申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限を超えて意見書の提出の申出があった場合には、提出期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出するよう求めるものとし、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日（行政機関の休日を含まない。以下ハにおいて同じ。）を経過する日までの間で適當と認める期限を付して意見書の提出を認め差し支えない。</p>
<p>ハ及びニ (省略)</p>	<p>ハ及びニ (同左)</p>
<p>(5) (省略)</p>	<p>(5) (同左)</p>
<p>（輸出差止申立ての更新）</p>	<p>（輸出差止申立ての更新）</p>
<p>69の4-9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは次による。</p>	<p>69の4-9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは次による。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。</p>	<p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。</p>
<p><u>なお、育成者権の場合であって、更新前に侵害の事実を疎明するための資料としてDNA鑑定書が提出されている場合にあっては、農林水産省輸出・国際局知的財産課に再度確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適當であることの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</u></p>	
<p>(3)～(6) (省略)</p>	<p>(3)～(6) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（知的財産の侵害とはならない物品）</p> <p>69の11-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) <u>育成者権については、収穫物の場合には権利者が種苗の段階で権利行使することが可能であったもの、加工品の場合には権利者が種苗や収穫物の段階で権利行使することが可能であったもの</u></p> <p>(5) 権利者から輸入の許諾を得ているもの</p> <p>(6) <u>育成者権については、育成者権者の行為により登録品種の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、その譲渡された種苗、収穫物若しくは加工品又はその種苗を用いることにより得られた収穫物若しくはその品種の加工品</u></p> <p>（注）上記(6)の場合であったとしても、例えば以下の場合は侵害物品となるので留意する。</p> <p>① <u>登録品種の育成者権者に無断で増殖された種苗、当該無断増殖された種苗を用いて得られた収穫物や加工品</u></p> <p>② <u>非保護国に種苗を輸出し、当該種苗を用いることにより得られた収穫物</u></p> <p>③ <u>非保護国以外の国（原則としてUPOV条約加盟国）であって、指定国以外の国に種苗を輸出し、当該種苗を用いることにより得られた収穫物や加工品</u></p> <p>(7)～(10) （省略）</p> <p>（認定通知等）</p> <p>69の12-1-8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当する若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 発見部門の長に対する通報</p> <p>認定手続の依頼を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、当該依頼を行った発見部門の長に対して、速やかに「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5821）を送付し、認定結果又は認定手続</p>	<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（知的財産の侵害とはならない物品）</p> <p>69の11-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>（新規）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>（新規）</p> <p>（5）～（8）（同左）</p> <p>（認定通知等）</p> <p>69の12-1-8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当する若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 発見部門の長に対する通報</p> <p>認定手続の依頼を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、当該依頼を行った発見部門の長に対して、速やかに「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5821）を送付し、認定結果又は認定手続</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を取りやめた旨を通報する。<u>通報を受けた発見部門の長は、申告部門の長に対して通報の内容を連絡する。</u></p> <p>(2)及び(3)（省略）</p> <p>（輸入差止申立ての提出）</p> <p>69の13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>提出を求める書類等は、「輸入差止申立書」（C-5840）（不正競争差止請求権者（不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）にあっては、「輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5842）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）にあっては、「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」（C-5843）、受理されている輸入差止申立てについて当該申立てを行った知的財産権を有する者が権利、<u>対象品</u>又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあっては「輸入差止申立書（権利・<u>対象品</u>・侵害理由追加）」（C-5844）（注）、当該申立てを行った不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）が善意・無重過失でない者を追加する場合にあっては「輸入差止申立書（善意・無重過失でない者追加）」（C-5845）。以下この節において同じ。）並びに後記69の13-3及び69の13-4に定める添付資料等とし、提出部数は1部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めるものとする。また、「輸入差止申立書（権利・<u>対象品</u>・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸入差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p> <p>（注）権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限る。なお、追加する権利の存続期間が受理されている輸入差止申立ての有効期間よりも短い場合には、追加後の輸入差止申立ての有効期間が短くなることに留意すること。</p>	<p>を取りやめた旨を通報する。</p> <p>(2)及び(3)（同左）</p> <p>（輸入差止申立ての提出）</p> <p>69の13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p>(2) 提出書類等</p> <p>提出を求める書類等は、「輸入差止申立書」（C-5840）（不正競争差止請求権者（不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）にあっては、「輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5842）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）にあっては、「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」（C-5843）、受理されている輸入差止申立てについて当該申立てを行った知的財産権を有する者が権利、<u>品名</u>又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあっては「輸入差止申立書（権利・<u>品名</u>・侵害理由追加）」（C-5844）（注）、当該申立てを行った不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）が善意・無重過失でない者を追加する場合にあっては「輸入差止申立書（善意・無重過失でない者追加）」（C-5845）。以下この節において同じ。）並びに後記69の13-3及び69の13-4に定める添付資料等とし、提出部数は1部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めるものとする。また、「輸入差止申立書（権利・<u>品名</u>・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸入差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p> <p>（注）権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限る。なお、追加する権利の存続期間が受理されている輸入差止申立ての有効期間よりも短い場合には、追加後の輸入差止申立ての有効期間が短くなることに留意すること。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) (省略)</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69の13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>～ 育成者権</p> <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から④までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）<u>なお、可能な限り③について提出されることが望ましい。</u></p> <p>① <u>登録品種の植物体と侵害すると認める物品の植物体同士を同一条件下で比較栽培し、両者の特性を比較した資料</u></p> <p>② <u>侵害すると認める物品が登録品種の品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種であって、当該侵害すると認める物品が当該登録品種と特性により明確に区別されない品種であることが法律上推定されることを明らかにする資料</u></p> <p>③ <u>侵害すると認める物品のDNA鑑定書</u></p> <p>④ 種苗法第35条の3第2項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類</p> <p>なお、提出された上記③のDNA鑑定書については、農林水産省輸出・国際局知的財産課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適當であるとの確認ができない場合には、当該輸入差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>ト (省略)</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69の13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>～ 育成者権</p> <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から③までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① <u>真正品のDNA鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）</u></p> <p>（新規）</p> <p>② <u>侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書</u></p> <p>③ <u>種苗法第35条の3第2項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類</u></p> <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省輸出・国際局知的財産課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適當であるとの確認ができない場合には、当該輸入差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>ト (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69の13-6 前記69の13-2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 提出期限の延長</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限を超えて意見書の提出の申出があった場合には、提出期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出するよう求めるものとし、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日（行政機関の休日を含まない。以下ハにおいて同じ。）を経過する日までの間で適當と認める期限を付して意見書の提出を認めて差し支えない。なお、<u>提出期限の延長を認める場合は、申立人にその旨及び延長後の期限を連絡するものとする。</u></p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての更新)</p> <p>69の13-9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。</p> <p><u>なお、育成者権の場合であって、更新前に侵害の事実を疎明するための資料としてDNA鑑定書が提出されている場合にあっては、農林水産省輸出・国際局知的財産課に再度確認を求めてこととし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適當であること</u></p>	<p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69の13-6 前記69の13-2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 提出期限の延長</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限を超えて意見書の提出の申出があった場合には、提出期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出するよう求めるものとし、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日（行政機関の休日を含まない。以下ハにおいて同じ。）を経過する日までの間で適當と認める期限を付して意見書の提出を認めて差し支えない。</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての更新)</p> <p>69の13-9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>の確認ができない場合には、当該輸入差止申立ては受理しないこととする。</u>この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>(3)～(6) (省略)</p>	<p>(3)～(6) (同左)</p>